

千代田区地球温暖化対策

第4次実行計画（事務事業編）素案〈概要版〉

1 計画の基本的事項

1-1 計画の策定の趣旨

「千代田区地球温暖化対策第4次実行計画（事務事業編）」（以下、第4次計画と表記）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条及び「千代田区地球温暖化対策条例」（以下、区条例と表記）第10条に基づき策定するもので、区の事務事業に関し、自ら率先して温暖化対策に取り組むために策定する計画です。

1-2 適用範囲

区自ら実施する事務事業全般
すべての区有施設を対象

1-3 対象とする温室効果ガス

CO₂（二酸化炭素）

1-4 計画期間

2018（平成30）年度～2022（平成34）年度（5年間）

2 温室効果ガス削減目標と削減シナリオ

2-1 削減目標

◆基準年度

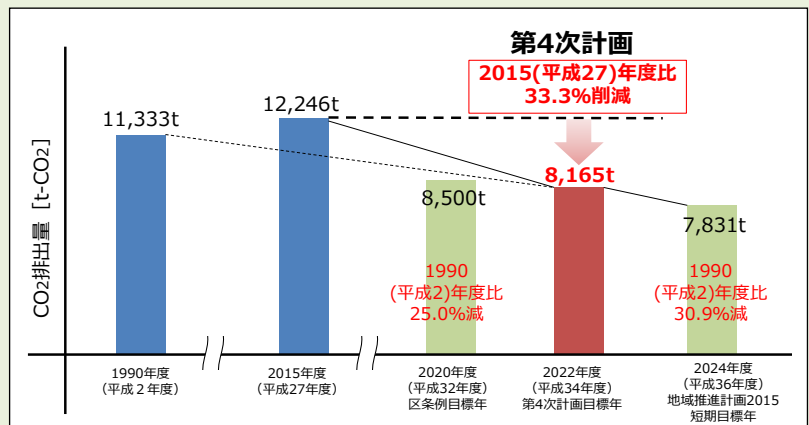
2015（平成27）年度

◆削減目標

2022（平成34）年度までにCO₂排出量を33.3%削減

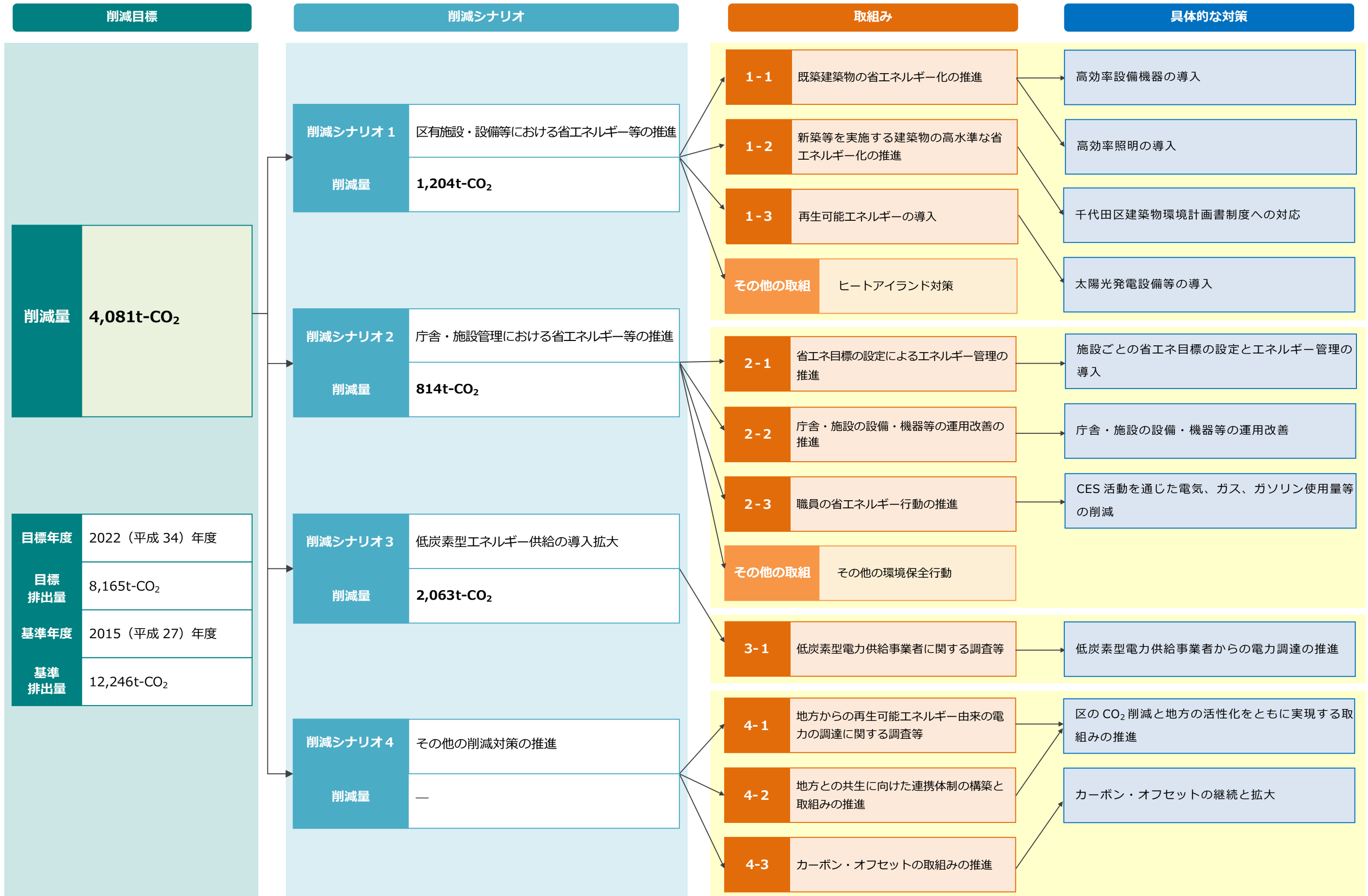
「区条例」、「千代田区地球温暖化対策地域推進計画2015」の温室効果ガス削減目標との整合性をふまえ、目標を設定しています。

	基準年度 2015 (平成27) 年度	目標年度 2022 (平成34) 年度
排出量 (t-CO ₂)	12,246	8,165
削減量 (t-CO ₂)	—	4,081
削減率	—	33.3%



2-2 削減目標に向けた施策体系

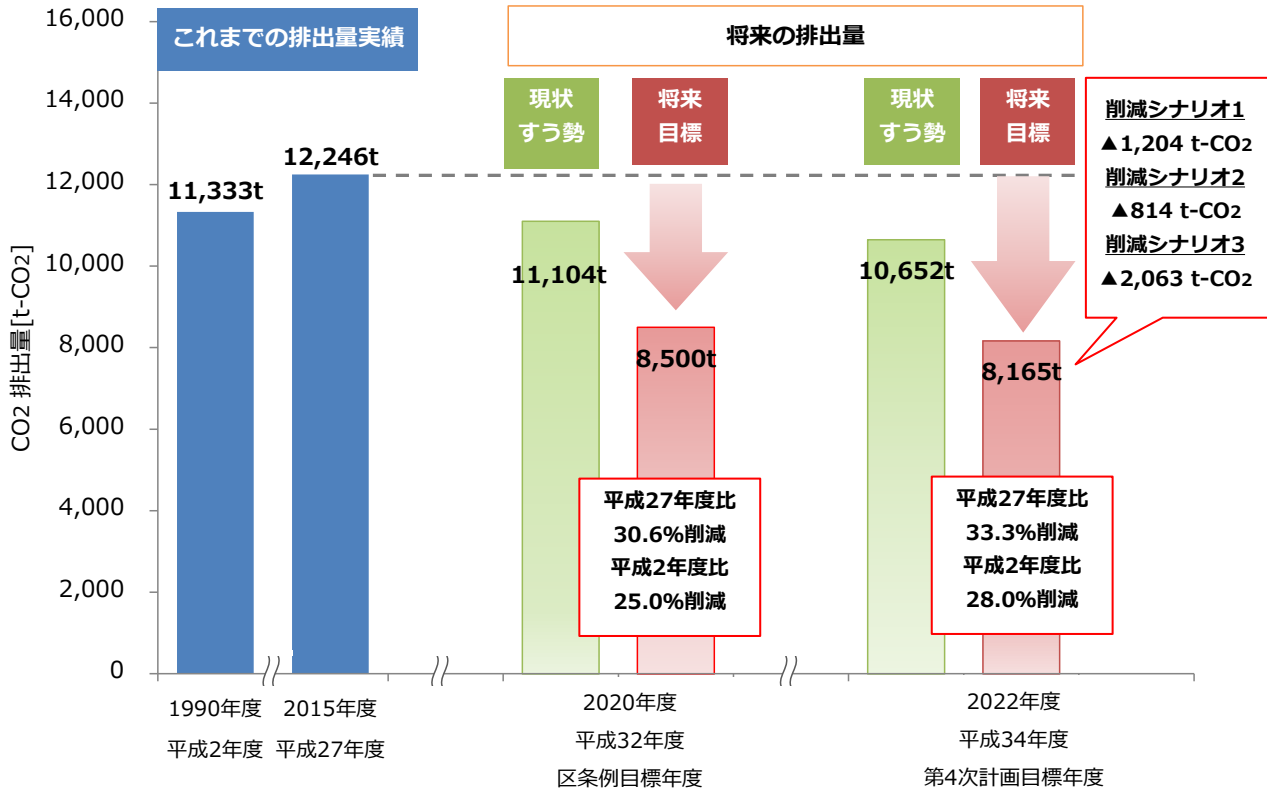
第4次計画の目標達成のため、4つの削減シナリオを設定し、それぞれのシナリオに沿った取組みを進めていきます。



2-3 目標達成に向けた削減のロードマップ

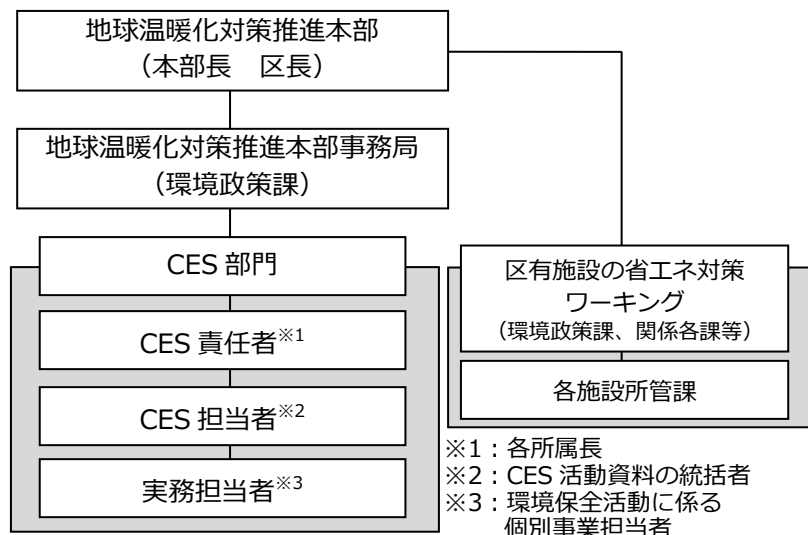
第3次計画の取組みをそのまま継続した場合の「現状すう勢」では、第4次計画の目標年度の排出量は10,652 t-CO₂であり、将来目標の排出量（8,165t-CO₂）を達成することは困難です。

そのため、第4次計画では、削減シナリオ1から4を積極的に推進し、目標達成をめざします。



3 推進体制

- ◆地球温暖化対策推進組織を設置し、第4次計画の実効性を高めます。
- ◆千代田エコシステム（CES）を活用し、エネルギー使用量や職員の省エネルギー行動等の点検・評価を行い、効率的に推進します。
- ◆庁舎・施設の省エネルギー化については、省エネ対策ワーキングを活用し、点検・評価を行います。



千代田区地球温暖化対策第4次実行計画(事務事業編)
2018(平成30)年3月発行
編集・発行 千代田区 環境まちづくり部 環境政策課

電話：03-5211-4255 FAX：03-3264-8956
Eメール：kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp
千代田区ホームページ：http://www.city.chiyoda.lg.jp